産業廃棄物処分業
許　可　申　請
マ　ニ　ュ　ア　ル

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課

令和５年８月　改訂

書類様式	新規	更新	留　意　事　項
			［使用権原等について］
	○	○	＊処理施設について 所有権を証明できる書類（購入時の領収書等）又は賃借契約書等の使用権原を有することを証する書類の写しを添付
	○	○	＊事業場の土地及び建物の登記事項証明書【不動産登記】（登記簿謄本） ・自己所有でない場合は、貸借契約書の写し等使用権原の確認できる書面も添付のこと。
			［経理的基礎に関する書類について］
記載例 5	○	○	＊「事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類」
	○	○	＊（法人）直前３年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し（別表 1,別表 2,別表 4）及び納税証明書（その１））の提出 ・電子申請等証明書を添付できない場合は、申請を受信した旨のメール全文等の税務署が電子申請を受理したことを示す公的な書類も可 ・納税がない場合は、その理由を記載した理由書を添付すること。
記載例 5-2	○	○	＊(個人) 資産に関する調書並びに直前 3 年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し（第 1 表, 第 2 表）及び納税証明書（その１））の提出 ・電子申請等証明書を添付できない場合は、申請を受信した旨のメール全文等の税務署が電子申請を受理したことを示す公的な書類も可 ・納税がない場合は、その理由を記載した理由書を添付すること。
記載例 6	△	△	＊次のいずれかに該当する場合は、その理由書（様式自由。事業年数に関するものは不要）及び長期財務計画（参考様式３）を作成 （法人） ・事業開始後 3 年に満たない者 ・自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値）が 10%以下、かつ、直前 3 年間の損益平均値（経常利益（損失）の和の平均値）が 0 円未満の者 （個人） ・事業開始後３年に満たない者 ・直前３年間とも所得税の納付がない場合 ＊長期財務計画で経理的基礎を確認することが困難な場合には、役員の個人資産の提供等の申立書、銀行の融資証明書、中小企業診断士が作成した診断書等の事業の継続性を担保できる書類の添付を求める場合がある。 ＊経営状態が債務超過（負債の総額が資産の総額を上回る状態）に陥っている場合等については、不許可になる場合がある。
			［その他留意事項について］
			＊添付書類の期限 ・住民票の写し、登記事項証明書【後見登記】、医師の診断書、登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）、登記事項証明書【不動産登記】（登記簿謄本）、納税証明書は申請の日から起算して３か月以内に発行されたものを添付すること。

【作成上の留意事項】

（１）○印は、提出が必要な書類。

（２）△印は、条件によって提出が必要な書類。

（３）×印は、直近の申請又は届出の際に提出したものから変更が無ければ不要となる書類。

（４）個人の氏名、生年月日、本籍、住所は住民票の写しどおりに正確に記載すること。

（５）法人の名称及び住所は登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）どおりに記載すること。

（正）愛媛県松山市一番町四丁目４番地２　（誤）松山市一番町４－４－２

（６）登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）については、履歴事項全部証明書を

添付のこと。定款又は寄附行為については申請時におけるものの写しに原本証明（申請者印が必要）のうえ添付のこと。

（7）住民票の写しは本籍の記載があり個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。また、外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるものを添付すること。

（8）個人の申請において確定申告書の写しを添付する際には個人番号（マイナンバー）欄をマスキング処理（黒塗り等）したものを添付すること。

（9）成年被後見人又は被保佐人に該当しない者については、登記事項証明書【後見登記】（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する、成年被後見人及び被保佐人についての証明書（書類名称は「登記されていないことの証明書」））を添付すること。

なお、当該証明申請書の「証明を受ける方」欄に記入した氏名、生年月日、住所、本籍がそのまま証明書に複写されるので、住民票の写しどおりに記入の上、申請すること。また、当該証明書は、法務局発行のため、手続等の詳細は最寄の法務局に問合せること。

(10) 成年被後見人又は被保佐人に該当する者については、登記事項証明書【後見登記】に代えて、当該者が精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書を添付すること。

診断書の具体的な内容や書式等については、申請の前にあらかじめ、申請を行う保健所へ相談の上、その指示に従うこと。

(11) 許可申請の際は、（特別管理）産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可証（許可日から５年以内のもの。ただし、更新の申請の場合にあっては、当該許可に係る許可証を除く。以下「先行許可証」）を提出することで、下表とおり、書類の添付を省略することができる。

省略できる書類	対象となる者
・住民票の写し ・登記事項証明書【後見登記】 ・医師の診断書	・申請者（個人の場合） ・申請者の役員（法人の場合） ・発行済株式の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている個人 ・政令で定める使用人 ・法定代理人 ・法定代理人の役員
・登記事項証明書【商業・法人登記】	・発行済株式の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている法人 ・法定代理人

ただし、以下のいずれかに該当する場合は添付の省略を認めない。

① 先行許可証の「許可証の提出の有無」が有とされているもの。

② 愛媛県から（特別管理）産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設設置の許可を受けていない者。

また、先行許可証は、原本を提出すること。（複写後返却します。）

(12) 優良認定業者については、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請や、事業範囲の変更

時の許可の申請をする際に、以下のとおり、書類の添付を省略することができる。

・事業計画の概要を記載した書類（・処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類を含む。）

・定款及び寄附行為

・直前３年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

（13）同時に二以上の申請又は届出をする際は、重複書類省略の申立書を提出することで、重複する書類の添付を省略することができる。

（14）郵送による申請を認めているが、申請内容によっては、窓口で説明を求める場合がある。また、先行許可証について、郵送による返却を希望する場合は、所要の切手を貼付した返信用封筒等を同封すること。

また、許可証の郵送交付を希望する場合は、所要の切手を貼付した封筒（角２サイズ以上）等を添付すること。

（15）写真は申請日から起算して3か月以内に撮影されたものとし、添付の際には、対象物が鮮明に写っており、かつ、表示されている文字等が明確に確認できるカラー写真を添付すること。

（16）（特別管理）産業廃棄物の種類については、“表　産業廃棄物の種類と具体例”及び“表　有害使用済産業廃棄物の種類と具体例”に示しているので、申請にあたっては、取り扱おうとする廃棄物の種類を過不足なく記載すること。

（17）石綿廃棄物、水銀廃棄物に係る申請については、別頁に留意点を取りまとめているので、申請にあたってはあらかじめ内容を確認すること。また、特定の水銀使用製品産業廃棄物又は水銀を一定濃度以上含む水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は水銀の回収を義務付けられているので留意すること。

（18）記載例はあくまで申請書の記載の仕方を例示したものであり、申請にあたっては申請者自身の責任において、申請者の計画している内容を適切かつ具体的に記載した申請書を作成すること。

（19）処分業の許可をもって、廃棄物処理法以外の法令等に基づく手続き等が不要とはならない。したがって、本許可申請又は処分業の開業等に伴い、他の法令等に基づく手続き等が必要となる場合は、申請者自身の責任において実施すること。なお、他の法令等に違反して業を行った場合、県は、許可取り消し等の行政処分を行う場合がある。

（20）上記書類のみで法に定める基準への適合性を判断できない場合等は、追加で必要な書類等を求めることがある。

（21）県は必要に応じて許可事業者に対し、廃棄物処理法の規定に基づく立入検査、報告徴収を行うことがある。立入検査の忌避、報告徴収への不報告等に対しては罰則が定められており、また、県の指導に従わない場合は、許可取り消し等の行政処分の対象となる。

（22）愛媛県の区域外で発生した産業廃棄物については、愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱第６条の規定に基づき、県内での処分又は保管を原則として禁止している。

重複書類省略の申立書

年　　月　　日

様

住　所

申請（届出）者　　氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

本申請（届出）書における下記２の添付書類については、同時に提出した下記１の申請（届出）書における添付書類と共通しておりますので、添付を省略するとともに、同時審査をお願いします。

記

１．同時に申請（届出）した許可申請（届出）書の種類

（１）処理業の種類

☐ 産業廃棄物収集運搬業　　☐ 特別管理産業廃棄物収集運搬業

☐ 産業廃棄物処分業　　☐ 特別管理産業廃棄物処分業

（２）申請及び届出区分

☐ 新規許可　　☐ 更新許可　　☐ 変更許可　　☐ 変更届出

２．添付を省略する書類

☐ 定款又は寄付行為

☐ 登記事項証明書【後見登記】

☐ 登記事項証明書【商業・法人登記】

☐ 登記事項証明書【不動産登記】

☐ 医師の診断書

☐ 住民票の写し

☐ 技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し等）

☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）（第６面）運搬車両の写真

☐ 所有権又は使用する権原を有することを証する書類の写し（自動車検査証の写し、貸借契約書の写し等）

☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）（第７面）運搬容器等の写真

☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）（第８面）事業の開始に要する資金

☐ 様式第六号の二（第九条の二関係）（第９面）資産に関する調書（個人用）

☐ 経理的基礎に関する申立書

☐ 納税証明書〔その１〕

☐ 確定申告書の写し

☐ 貸借対照表

☐ 損益計算書

☐ 株主資本等変動計算書

☐ 個別注記表

☐ 現許可証の写し

☐ その他

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿